

御殿場市業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

御殿場市教育委員会

目次

1 計画の趣旨・現状	3
2 目標	4
3 計画の期間	5
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が大きく変化し、教職員が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中で、教職員の厳しい勤務の実態が全国的に問題となっている。新型コロナウイルスの感染拡大やGIGAスクール端末の整備による学びの保障、更にはコロナ禍後の教育活動の再開等、学校の状況が大きく変化し、教職員にとっても様々な課題への対応を求められる状況となっている。

国においては、令和6年8月に、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」が出され、学校における働き方改革のさらなる加速、処遇改善、学校指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが提言された。また、令和7年2月には、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、教職調整額の引き上げのほか、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実現計画」の策定・好評を義務付けることが盛り込まれた。

これを受けて、「御殿場市の教育に関する大綱」でも掲げている教育文化分野政策方針「富士山のように大きな心を持った人づくり」、本市教育委員会の基本目標「持続可能な安定した学びの場の確立を目指して」を実現していくためにも、教職員の働き方や学校業務を見直し、働きやすい良好な職場環境づくりに取り組み、教職員の負担の軽減を図っていく必要がある。

限られた時間の中で教職員が健康で生き生きと働くことができ、子供たち一人一人としっかりと向き合うことができるよう、学校現場と教育委員会が一体となって「学校における働き方改革」を進めていくために、本計画を策定する。また、教育委員会や学校などの各取組主体が今後取り組むべき事項を発展的に整理し、働き方改革の手引きとして有効活用できるようにしていく。

(2) 本市の現状

本市では、国の策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年)、「業務量の適切な管理等に関する指針」(令和2年)、「教師を取り巻く環境整備についての緊急に取り組むべき施策」に基づき、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況については、次のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.9 時間	24.2 %	2 %
中学校	月 41.9 時間	41.2 %	7.5 %

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が、小学校で 24.2%、中学校で 41.2%と割合が高くなっている。行事の準備や運営、部活動指導、生徒指導対応や保護者対応などの業務の負担感が大きく、行事や部活動への取り組み方の見直しや日課変更などを含めた教育課程の見直し、支援員の増員などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する令和 10 年度末までの最終目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を、95%以上にする。
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を、20 日以上にする。 【17.8 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、8%まで減少させる。 【9.7% (全国平均 11.4%)】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を、65 以下とする。 【全国平均を 100 とすると、69.5】

教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

年度ごと目標を設定し、ステップアップを目指す。特に2（1）時間外在校等時間に関する目標について、以下のような目標を設定し計画を進めていく。

令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を、85%以上にする。・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を35時間程度にする。
令和9年度	<ul style="list-style-type: none">・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を、90%以上にする。・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を33時間程度にする。
令和10年度	<ul style="list-style-type: none">・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を、95%以上にする。・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。（8時登校の推進）地域学校協働活動の一環として、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などの校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年センターが行っている見回り活動に委ねることとし、学校における自主的な見回りは緊急時以外は原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・現在学校長の私会計となっている学校徴収金について、滞納等に関する徴収の窓口や会計管理を、事務職員と管理職が連携して行う。公会計化

については、今後検討を進める。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・各校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）と、コミュニティ・スクール・ディレクターを配置し、両者が連携して活動の連絡調整を行う。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、教育委員会等の行政の介入支援などを積極的に行う。
- ・対応が困難な事案、判断が難しい事案について、法律の専門家の立場からの助言が得られるように、市長部局に配置されている市の顧問弁護士に支援を仰げる体制を継続し、周知する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、調査等の精選を引き続き行い、発出する数を減らしていく。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室との連携を図る。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成

- ・学校の基本情報等については、市のホームページを利用し教育委員会と連携しながら発信をしていく。各校における取組については、保護者向け情報伝達ツールを利用し事務職員と連携しながら広報していく。

⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・市教育委員会教育総務課内に、教育ICTスタッフを配置し、各校のICT機器やネットワーク設備の保守・管理を進めていく。
- ・外部委託のICT支援員を各校に配置し、各校における授業サポートや日常点検等を進めていく。

⑨ 学校体育館等の施設・設備の管理

- ・学校体育館の施設地域開放の管理業務について、市長部局と連携し、スマートロックシステムの導入をはじめとした管理の簡素化や行政への移行を進める。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠を教頭や内務員に固定せず、機械警備システムの使用方法を職員に周知し、職員が確実に開錠・施錠できる体制を継続する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・市の会計年度任用職員として、発達障害児支援補助者と特別支援学級補助者、学校図書館補助者などの支援員を各校に配置し、教職員とともに交代で児童生徒の休み時間の対応にあたる。

⑫ 校内清掃

- ・校内清掃の回数を見直し、一週間に3回程度の実施とする。また、スクール・サポート・スタッフ等の職員が清掃を行ったり、地域ボランティア（地域学校協働活動推進員）に協力を要請したりしていく。

⑬ 部活動

- ・令和10年度夏をめどに、原則休日全ての部活動地域展開を実現する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和7年度から平日の部活動終了時刻を16:30までとし、今後も継続していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・食に関する指導については、栄養教諭が各校に巡回しながら指導を進める。アレルギー対応については、学級担任だけに負担がかからぬよう、管理職・養護教諭・級外職員及び保護者が情報共有・連携し、給食時の安全管理に努める。

⑮ 授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。ICT支援員と連携し、ICT機器や教育アプリ等のデジタル技術の活用を進める。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・関係機関や地域団体との日程調整等の渉外について、コミュニティ・スクール・ディレクターや地域学校協働活動推進員と連携していく。
- ・行事における事務作業については、事務職員やスクール・サポート・スタッフと協働したりしながら、担当者の負担を軽減していく。

⑱ 進路指導の準備

- ・進路指導につながる職場体験や一日体験入学等における事務手続きについて、事務職員やスクール・サポート・スタッフと協働して進め、担当者の負担を軽減していく。

⑱ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等のケース会議への参加目標を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員の拡充や特別支援教育巡回相談員の相談体制の整備を進め、医療的ケア看護職員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を状況に応じて検討していく。
- ・学校専門相談医制度の活用を進め、専門的な知見を生かした支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。
- ・デジタル技術の活用により、教育支援アプリによる欠席等連絡、健康チェックの実施や学年便り等の保護者宛て文書の電子化、インターネットバンキングの導入など、公務を効率化し、「GIGA スクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行い、業務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、産業医による面接指導を実施する。
- ・教職員50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%

- にし、実施後の集団分析の結果を活用して、職場改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について、連続した取得ができるよう、各学校に対して取得を促進する。
 - ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月に4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に9日間程度の閉庁日を設定する。
 - ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を教育委員会が毎月確認し状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。また、校長会・教頭会において、勤務の状況をフィードバックしていく。
- ・ 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。その際に、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を進める。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、各校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解促進のため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。